

従業員のために

特定退職金共済

事業主等のために

年金プラン

(拠出型企業年金保険)



●お申込み・お問合せ●

(加盟団体) 日本自動車整備商工組合連合会
社団法人日本自動車整備振興会連合会
〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1
☎ 03-3404-6141

(実施団体) 財団法人全国中小企業共済財団
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12
☎ 03-3264-1511

貴社が雇用する従業員のために 特定退職金共済

特定退職金共済契約(特退共)は、事業主と全共済の間で「従業員」を加入者とする「特定退職金共済契約」を結び運営されます。

加入資格と加入条件

1. (社)日本自動車整備振興会連合会・日本自動車整備商工組合連合会の会員事業所が雇用する従業員で満15歳以上満70歳まで(継続80歳)の方が加入できます。加入に際しては、正規雇用の全ての従業員(従業員給与部分を受ける使用人兼務役員を含む)を加入させなければなりません。なお、パートタイマー、臨時雇用者を加入させることもできます。ただし、法人役員及び個人事業主、事業主と同一生計の親族は加入できません。
2. 国の中小企業退職金共済(中退共)と重複加入できますが、他の特退共とは重複加入できません。

掛金と税法上の取扱

1. 1口(月額1,000円)とし、従業員1人につき1口(月額1,000円)で最高30口(月額30,000円)まで任意に加入できます。
2. 加入後も30口を限度として増口できます。
3. 掛金は全額事業主負担となりますが、全額損金または必要経費として算入できます。「全共済特定退職金掛金〇〇〇円」の勘定科目で記帳してください。

退職一時金の給付

加入従業員が退職したとき全共済より加入口数・期間に応じて別表の退職一時金を加入従業員に支払います。また、受取人の希望によっては「10年確定年金」として本人に支払うこともできます。(ただし、加入期間10年以上で年金月額10,000円以上となる場合に限りです。)なお、加入者が死亡退職したときは別表の退職一時金給付額に弔慰金として1口あたり10,000円を加算して遺族に支払います。

受取人

給付金の受取人は加入従業員です。なお、本人死亡のときは労基法施行規則に定める遺族補償の順位とします。また、事業主が従業員全員と協議のうえ共済契約を解約したとき、加入従業員に別表の退職一時金給付額と同額の解約金を支払います。

(別表)退職金一時金給付額表 ※下記給付額は、将来規約等の変更に伴い改定されることがあります。

加入口数 加入期間	1口 (1,000円)	5口 (5,000円)	10口 (10,000円)	15口 (15,000円)	20口 (20,000円)	30口 (30,000円)
1年	約 11,430	約 57,150	約 114,300	約 171,450	約 228,600	約 342,900
2年	22,910	114,550	229,100	343,650	458,200	687,300
3年	34,460	172,300	344,600	516,900	689,200	1,033,800
4年	46,060	230,300	460,600	690,900	921,200	1,381,800
5年	57,720	288,600	577,200	865,800	1,154,400	1,731,600
6年	69,440	347,200	694,400	1,041,600	1,388,800	2,083,200
7年	81,220	406,100	812,200	1,218,300	1,624,400	2,436,600
8年	93,060	465,300	930,600	1,395,900	1,861,200	2,791,800
9年	104,950	524,750	1,049,500	1,574,250	2,099,000	3,148,500
10年	116,910	584,550	1,169,100	1,753,650	2,338,200	3,507,300
15年	177,590	887,950	1,775,900	2,663,850	3,551,800	5,327,700
20年	239,800	1,199,000	2,398,000	3,597,000	4,796,000	7,194,000
25年	303,590	1,517,950	3,035,900	4,553,850	6,071,800	9,107,700
30年	368,980	1,844,900	3,689,800	5,534,700	7,379,600	11,069,400
35年	436,030	2,180,150	4,360,300	6,540,450	8,720,600	13,080,900
40年	504,770	2,523,850	5,047,700	7,571,550	10,095,400	15,143,100

特退共の掛金は(財)全国中小企業共済財団がアクサ生命保険(株)と締結した新企業年金保険にもとづき運用されます。

事業主、役員、家族等のために

年金プラン

(拠出型企業年金保険)

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の給付金額(積立金額)・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。
※このパンフレットはお申込みいただいた後も大切に保管しておいてください。

※年金・一時金のお受取りには所定の条件があります。

お申込みにあたっては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

加入資格

(社)日本自動車整備振興会連合会・日本自動車整備商工組合連合会の会員事業所の事業主・役員およびその従業員で、加入年齢満15歳以上満70歳以下の方。ただし、加入申込日において健康で正常に勤務または就業中の方に限ります。加入後は満80歳まで継続加入できます。

掛金

- 従業員1人につき1口(月額10,000円)から99口(月額990,000円)まで加入できます。また、加入後は99口を限度として増口できます。
- 掛金には制度運営費3%が含まれています。(掛金は保険料と制度運営費で構成されています。)

給付内容

掛金払込期間中

- 脱退一時金……加入者が死亡以外の事由で脱退したとき、その時点での積立金を脱退一時金として支払います。
- 遺族一時金……加入者が掛金払込期間中に死亡したとき、脱退一時金に死亡時加算額(1口につき50,000円)を加えた遺族一時金を支払います。

掛金払込満了後

- 年金……加入後10年以上かつ脱退者が年金支給を希望されたとき年金支払開始後10年間、加入者の生死にかかわらず年金の支払を保証します。なお、年金月額10,000円以上になることが必要となります。(給付額試算表(表1)の年金月額3ヵ月分ずつをまとめて年4回支払います。)
- 脱退一時金……払込満了時に加入者が年金支給を希望されない場合は、その時点での積立金を脱退一時金として支払います。

受取人

- 脱退一時金……掛金負担者と同じ
- 年金……掛金負担者と同じ
- 遺族一時金……掛金負担者が事業所の場合：事業所
掛金負担者が加入者の場合：労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償を受ける者の順位と同順位とします。(配偶者・子・養父母・実父母…の順)

10年確定年金給付額試算表(表1)

(月額掛金1口10,000円につき)

積立期間	払込掛金累計額	年金月額	10年間の年金支払総額
10年	1,200,000円	約(9,990)円	約1,198,800円
15年	1,800,000円	約15,170円	約1,820,400円
20年	2,400,000円	約20,490円	約2,458,800円
25年	3,000,000円	約25,990円	約3,118,800円
30年	3,600,000円	約31,670円	約3,800,400円

脱退一時金給付額試算表(表2)

(月額掛金1口10,000円につき)

加入口数	1口
積立期間	
1年	約114,000円
2年	約228,400円
3年	約343,400円
4年	約458,900円
5年	約575,000円
10年	約1,164,200円
20年	約2,388,700円
30年	約3,691,300円

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払い額をお約束するものではありません。

- (1) 制度として320口を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
- (3) 給付額試算表の給付額は、予定利率(平成21年9月1日時点)に基づき計算しております。

予定利率については、将来、経済変動等により変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積み増しに充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

ご加入に際して

加入方法

「申込書」と「預金口座振替申込書」に必要事項を記入捺印のうえ、初回掛金3ヵ月分を添えて、窓口団体を通じてお申込みください。

掛金の払込方法

1. 掛金の払込は年4回、月額料金の3ヵ月分を3ヵ月毎に加入事業所の指定口座より振替収納いたします。
2. 金融機関に対する振替請求は、全共済が委託した日本共同システム(N.K.S)が行ないます。
3. 払込満了年齢は80歳です。

効力発生日

窓口団体の払込サイクル月(A：1・4・7・10月、B：2・5・8・11月、C：3・6・9・12月)の各1日。

加入および増口の取扱

年4回(払込サイクル月の各1日付)取り扱います。

年金を選択した場合

年金は10年確定年金として加入後10年以上かつ年齢満50歳以上の方が積立を終了した場合、脱退された月の翌月末日が第一回年金支払日となり、以後3ヵ月毎にお支払いします。

ただし、年金月額が10,000円未満の場合には一時金として支払われます。

年金受給期間中に加入者が死亡した場合は、未支払年金現価を一時金として加入者の遺族にお支払いします。

制度の運営

特定退職金共済

- この制度は財団法人全国中小企業共済財団が所得税法施行令第73条に基づき、特定退職金共済団体としての承認を得て運営するものです。この制度の掛金は財団法人全国中小企業共済財団がアクサ生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運用されます。

- この制度は、その運営を安全かつ円滑にするために、内容の一部を変更することがあります。

年金プラン

- この制度は財団法人全国中小企業共済財団がアクサ生命保険株式会社と締結した「拠出型企業年金保険契約」に基づき運営されます。

- この制度は、その運営を安全かつ円滑にするために、内容の一部を変更することがあります。

制度の運営方法および個人情報の取扱について

本制度は、日整連・日整連加盟の各振興会・商工組合(以下、団体)と財団法人全国中小企業共済財団(以下、全共済)が提携して実施しておりますが、その運営方法は下記の通りです。

全共済加盟団体の総意にもとづき、全共済が引受生命保険会社と「拠出型企業年金保険」契約を締結します。この場合、本制度の加入者は全共済に加盟する他の団体の加入者と共に前記保険契約の被保険者となります。

本制度では加入者(被保険者・共済加入者)を団体加盟の会員事業所の役員・従業員、掛金負担者を団体加盟の会員(事業主)とします。

本制度の運営にあたっては、団体・全共済は加入対象者(被保険者・共済加入者)およびその雇用主の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等。以下、「個人情報」)を取扱い、全共済が保険契約を締結している引受生命保険会社へ提出いたします。団体・全共済は本制度の運営において入手する個人情報を当該制度の事務手続きおよびその他共済制度(団体・全共済の取扱う他の共済制度を含む)に関連・付随する業務のために利用し、また、全共済は団体および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。引受生命保険会社および全共済は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体・全共済および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・全共済および引受生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。本制度の引受生命保険会社は、今後、複数の保険会社で引受ける共同取扱方式に変更されたり、引受生命保険会社そのものを変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。この個人情報取扱いに関するご案内に関しまして同意いただけない場合は、加入不同意として取扱わせていただきますのでご了承ください。

なお、全共済ならびに引受生命保険会社は個人情報の取扱い方針等について、インターネットホームページ等で公表しています。

お問合せ先	お問合せ先(保険会社・担当店)	引受保険会社
(財)全国中小企業共済財団 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-1511	アクサ生命保険株式会社 東京法人営業部 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7440	アクサ生命保険株式会社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777(代表) http://www.axa.co.jp/life